

第 4 6 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 5月22日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

愛知県の公立学校「県民の日 学校ホリデー」について

①名古屋市教育委員会に実施機関からの連絡・通知文書。（連絡・通知等された日時わかるものも含む）（以下「本件請求内容①」という。）

②名古屋市教育委員会の対応のわかるもの。

委員会内での対応、各学校への対応について。（以下「本件請求内容②」という。）

③実施についての対応についてとりくみ現在の進みぐあいのわかるもの。（以下「本件請求内容③」という。）

- 2 同年 7月 4日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求内容②のうち「委員会内での対応」及び本件請求内容③に係る対象文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）については存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分のほかに、本件請求内容①及び本件請求内容②のうち「各学校への対応」について公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は本件各対象文書を公開しない理由として作成又は取得しておらず、文書不存在のため、非公開とすると主張する。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張して

いる。

- (1) 「県民の日学校ホリデー」（以下「本件事業」という。）は、愛知県（以下「県」という。）が、令和 5年から11月27日を「あいち県民の日」とすることを契機に公立学校において創設するものであり、家庭及び地域における体験的な学習活動、その他の学習活動のための学校休業日である。そのため、実施機関の対応は、基本的に「各学校への対応」に係る内容であって、これらについて記載された行政文書は別途公開決定しており、本件処分において決定した内容は「各学校への対応」を除く「実施機関内での対応」である。
- (2) 「各学校への対応」を除く「実施機関内での対応」については、県が、「あいち県民の日」の創設を契機として、「休み方改革」を推進し、国民全体の「ワーク・ライフ・バランスの充実」と「生産性向上による日本経済の活性化」の実現を目指していることから、本件事業の実施を踏まえ、学校を除く名古屋市（以下「本市」という。）の実施機関事務局内の組織や教育施設等における対応に係る行政文書を求めていると理解することができる。
- (3) しかし、県教育委員会からは、学校休業日に関する協力依頼のほか、その他の施設等の対応に関する依頼等は受けていないし、本件公開請求の請求日時点において、学校を除く本市の実施機関事務局内の組織や教育施設等の対応について記載した文書は作成しておらず、当然、集約もしていない。
- (4) また、仮に、「委員会内での対応」が実施機関で本件事業について議題とした際の行政文書を指しているとしても、学校休業日の決定は、学校教育法施行令（昭和28年政令第 341号）第29条及び教育長等専決規則（昭和31年教育委員会規則第13号）第 1条により教育長の専決事項となっていることから、教育委員会会議では議題としておらず、議案等は存在しないため、本件公開請求において対象文書としていないし、本件処分においても公開決定していない。
- (5) なお、審査請求人は「それぞれの学校に対する、対応等、文書で対応がなされた場合、各学校関係職員を、集めて説明等をした場合、説明内容、資料等が考えられる」、「各学校で、それぞれの学校職員への対応、説明、こども、保護者への対応、説明について、説明内容、配布等の文書、資料が考えられる」と述べている。しかし、これらの主張は、各学校への対応に関する行政文書に係る主張であり、関係する文書（保護者向けの説明内

容を含む)は別途公開決定しているのものであって、本件処分と関係ない主張であると言わざるをえない。

- (6) 実施機関の本件事業に係る学校への対応については、令和 5年 3月16日、令和 5年度における実施日(学校休業日)を11月24日とすることについて名古屋市立学校(園)長(以下「市立学校長等」という。)宛て通知するとともに、同年 4月20日、職員・保護者向けに周知するチラシの配布について、市立学校長等宛て通知した。
- (7) 本件公開請求日時点において、令和 5年度における本市の実施日が11月24日であることは、既に各名古屋市立学校(園)(以下「市立学校等」という。)に通知されており、本件請求内容③の対象となる行政文書は、具体的には「各学校の職員や保護者等への周知に係る進捗状況が記載された行政文書」であると考えることが相当である。なお、審査請求人も本件審査請求において「各学校に集約もしくは、具体的進捗状況を求めるべきである」と述べており、本件請求内容③の対象とすべき行政文書について乖離はないと思われる。
- (8) しかし、実施機関は、上記(6)の各通知を発出したのち、本件公開請求日時点において、各市立学校等に対し、職員や保護者への周知に係る進捗状況について報告を求めているため、本件請求内容③の対象となる行政文書は存在しない。
- (9) 審査請求人は、「処分庁は、各学校に集約もしくは、具体的進捗状況を求めるべきである。本件事業は、処分庁においては最初のことであり、進捗状況を当然把握されていると、思われるからである。」と主張する。しかし、この主張は、前段は本件処分とは関係のない審査請求人の意見であり、後段は「進捗状況を当然把握されていると、思われる」ことの蓋然性を示す具体的な根拠は何ら示されず、審査請求人の一方的な思い込み、決めつけに基づく主張であって本件審査請求の理由として明らかに失当である。
- (10) 審査請求人は、「状況把握を、計画的に進めているということなら、公開しない理由等で処分庁は答えるべき」と主張する。しかし、この主張は、「計画的に進めているということなら」という仮定に基づくものであり、その仮定が妥当であることの具体的な根拠は何ら示されておらず、審査請求人の推測に過ぎないのであって、審査請求の理由として明らかに失当である。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本市の小学校、中学校、高校、特別支援学校等、それぞれの学校に対する文書での対応がなされた場合、各学校関係の職員を集めて説明等をした場合、説明内容の資料等が考えられる。
- (2) また、それぞれの学校職員への対応や説明、子ども、保護者への対応や説明について、説明内容や配布等の文書、資料が考えられる。
- (3) 集約していないということなら、実施機関は各学校に集約もしくは具体的な進捗状況を求めるべきである。本件事業は実施機関においては最初のことであり、進捗状況を当然把握されていると思われるからである。
- (4) 実施機関の弁明書は、審査請求人の主張が本件に何ら関係がないかのような弁明である。主張は関係がないことであるという弁明をしたいなら、具体的にどの部分がそうであるのか、明確な説明がなされるべきである。
- (5) 審査請求人が、実施機関の中を隅から隅まで知り尽くしているなら、仮説、推測を述べる必要がない。仮説、推測がまったく的外れなら、実際はこうなっているから、審査請求人の主張は間違っているという弁明が求められる。審査請求人の主張に対して、明快な説明、弁明ができてこそ、処分庁の処分にあたっての、責務である。理由なき処分は違法であるからである。
- (6) 本件事業に関して、県、県教委、から、関係資料の文書が、届いたことは明らかである。その時の文書一式があることは明らかである。
- (7) 「請求時点において不存在であるとした」ということについて、現在は存在しているということになる。処分庁において、いつの時点で存在したのかの説明を確認したい。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件各対象文書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件各対象文書は、本件事業に関する実施機関の対応のうち、学校を除く実施機関事務局内の組織や教育施設等に係る行政文書及び各学校の職員や保護者等への周知に係る進捗状況が記載された行政文書であると解される。

(2) なお、審査請求人は、上記第 4の 2(2)において、学校職員、子ども及び保護者への対応や説明の内容に係る文書や資料が考えられると主張するが、上記第 2の 3のとおり、本件請求内容②のうち各学校への対応に係る文書は、本件処分のほかに行われた本件公開請求に対する処分において公開決定されている。

(3) 実施機関は市立学校（園）長に対し、上記第 3の 2(6)のとおり、令和 5年 3月16日に本件事業の実施日について通知を行い、同年 4月20日に本件事業に係る職員及び保護者向けチラシの配布について依頼する旨の通知を発出した（以下これらを「本件各通知」という。）。実施機関によると本件各通知を除き、本市の実施機関事務局内の組織や教育施設等の対応について記載した文書は作成しておらず存在しないとのことであった。

なお、実施機関に確認したところ、本件事業の実施結果や効果検証については本件公開請求日以降である令和 6年 1月の教育委員会会議の資料として作成しており、本市公式ウェブサイトで公開されている。

(4) また、審査請求人は本件事業について実施機関内での対応がわかるもの及び本件事業の実施についての取り組みの進捗状況に関する文書があるものと主張する。しかし、本件事業が県の主催事業である点や、本件各通知

が本件事業の実施される 7か月から 8か月程度前に発出され、県が指定する期間中の特定の日を本市の学校休業日とすること及び県が作成したチラシを活用した本件事業の周知を市立学校(園)宛てに依頼するものであり、本件各通知の発出から 1か月程度の期間で本件公開請求が行われている点を踏まえると、文書は作成しておらず存在しないとする実施機関の主張は特段不合理とまではいえない。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 3において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 7月18日	諮問書の受理
10月23日	弁明書の写しの受理
11月27日	反論意見書の受理
令和 7年 3月21日 (第82回第 1小委員会)	調査審議
4月21日 (第83回第 1小委員会)	調査審議
5月22日 (第84回第 1小委員会)	調査審議
6月26日 (第85回第 1小委員会)	調査審議
7月 7日	答申

第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

1 令和 7年 5月26日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 7年 6月16日までの意見書

及び資料の提出を求めた。

※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、類似事案を整理した上で、4つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

2 令和7年6月2日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書の提出があった。

3 同月26日、審査会は、上記2の意見書を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第1項に定める口頭意見陳述について、意見書の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 平林美紀、委員 米澤孝充